

概要版

つなごう！

大井未来計画

大井町第⑥次総合計画

後期基本計画

2026
↓
2030

The 6th General plan
of Oi Town
Second Term Basic Plan

大井町

まちづくりの目標

『みんなでつなぐ 大井の未来』

これまで培ってきたまちづくりを継承しつつ、次代を見据えた“大井町”をめざします。

ごあいさつ

大井町第6次総合計画「つなごう！大井未来計画」前期基本計画の策定から5年が経過し、この間に大井町を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化しました。人口減少・少子高齢化の進行、更新時期を迎える公共施設や多様化するニーズへの対応、更には自然災害の頻発化・激甚化などが大きな課題となっているほか、AIをはじめとするデジタル技術の急速な進歩など、令和8年4月1日の町制施行70周年を迎えるにあたり、時代の転換期が訪れています。

このような状況下においても、持続可能な地域社会を実現し、未来へとつなぐため、この度、後期基本計画を策定いたしました。

前期基本計画を継承しつつ、町の特性や地域資源を活かしたまちづくりを推進してまいります。

その中でも、特に子育て環境の充実に力を入れ、「すべての子どもと若者が健やかにのびやかにつながりあい育ちあえる町」をめざし取り組んでまいります。

私は、まちづくりの理想の姿はオーケストラのようだと感じています。多くの個性あるプレーヤーが自律と調和の精神を大切にし、それぞれの役割を果たして、心地よい大井町サウンドを皆様と共に奏でながら、基本構想に掲げるまちづくりの目標「みんなでつなぐ 大井の未来」の実現に向けて全力を注いでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、「大井町まちづくり会議」にご参画いただきました皆様や「大井町総合計画審議会」委員の皆様に心から感謝申し上げます。

なお、この冊子は、大井町第6次総合計画「つなごう！大井未来計画」後期基本計画について、皆様と共有するために概要版としてまとめたものですので、お手元に置いてご活用いただけると幸いです。



大井町長 小田 眞一

総合計画って？



大井町イメージキャラクター
すいっぴー

町のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考えや方向を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるためのものだよ。

例えば、教育、子育て、環境…などなど、まちづくりに必要な取り組みが分野ごとに書かれているんだ。

また、総合計画は行政、町民、議会が一体となってまちづくりに取り組むためのみんなの計画でもあるんだよ！

総合計画はどんな構成？



まちづくりの目標（将来像）や目標達成に向けて取り組むまちづくりの方針を示す「基本構想」、まちづくりの方針に基づき実施する施策を体系的に示した「基本計画」と、基本計画に沿って具体的に展開する事業を示す「実施計画」の三層で構成しているよ。

大井町第6次総合計画

基本構想（計画期間：10年）

まちづくりの目標「みんなでつなぐ 大井の未来」

まちづくりの方針

(1) 地域がつながり地域で育むまち	協働	教育	文化
(2) みんなが笑顔になれるまち	子育て	健康	福祉
(3) みんなで取り組む安全・安心のまち	安全・安心		
(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち	社会基盤	環境	
(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち	農業・商業・工業	観光	
(6) 計画を実現できるまち	行財政運営	広域行政	

6つの柱（13分野）

基本計画（計画期間：5年ごとに見直し）

まちづくりの方針に基づき
実施する施策

後期基本計画：41施策

41施策のうち特に重点的に取り組む施策
（大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

大井町戦略事業：4事業

実施計画（計画期間：3年ごとに見直し）

後期基本計画における施策ごと（41施策）の具体的な事業

基本構想って？



基本構想は、まちづくりの目標（将来像）や目標達成に向けて今後10年間で取り組むまちづくりの方針が示されている計画の重要な部分なんだ。

まちづくりの課題

人口の減少傾向と少子高齢化

大井町の人口は、2025年1月1日現在、17,270人となっています。これまで人口は順調に伸び続けてきましたが、2010年以降は減少傾向に転じたのち、土地区画整理事業等による増加を経て、直近では微減となっています。

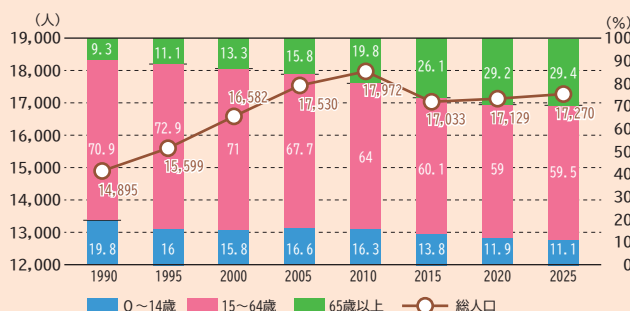
また、少子・高齢化も進展しており、年齢構成では、年少人口（0～14歳）11.1%、生産年齢人口（15～64歳）59.5%、老年人口（65歳以上）29.4%であり、少子・高齢化が進行しています。

これまで進めてきたまちづくりへの課題

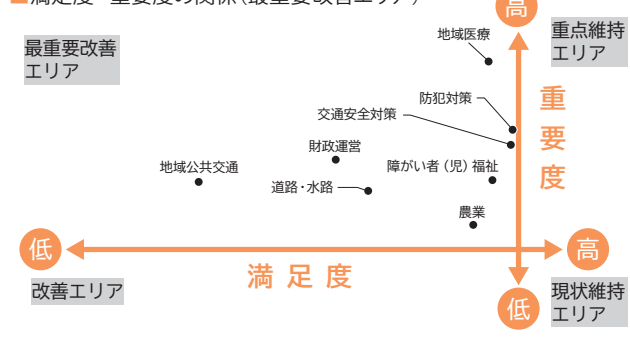
まちづくりアンケート調査における施策に対する満足度と重要度の関係を分析し、横軸に満足度、縦軸に重要度を示すグラフで整理しました。満足度が低く、重要度が高い施策は最重要改善エリアに区分されます。

グラフから、特に「地域公共交通」が課題であると考えられます。

大井町の人口の推移と年齢構成の推移



満足度・重要度の関係（最重要改善エリア）



まちづくりに必要な要素

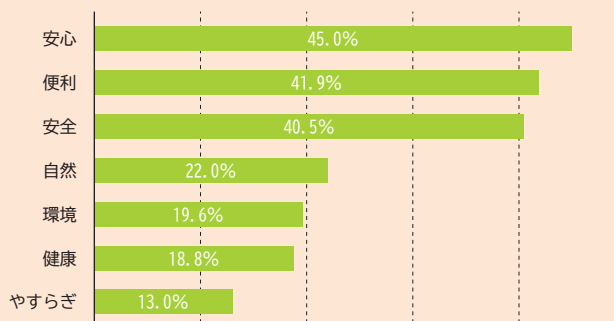
まちづくりアンケート調査から

まちづくりアンケート調査における、「これからの大井町のまちづくりにおいて、どのようなことを大切にしていきたいか（3つまで回答）」との問いに、「安心」「便利」「安全」「自然」「環境」「健康」「やすらぎ」を選ぶ方が多くいました。

大井町まちづくり会議から

まちづくりアンケートを補完し、より具体的に意見を聴くために開催したワークショップ形式の「大井町まちづくり会議」及び「若者ワークショップ」において、今後のまちづくりに必要な要素として、まちづくりアンケートと同じく「安心」「安全」「交通」「便利」といった意見に加え、「福祉・高齢者（生きがい、高齢者活躍の場）」、「教育・子ども子育て（小中学校の連絡・手続きのオンライン化、充実した保育提供）」、「自然・産業（資源の観光利用、参加しやすいイベント）」、「住みよいまち（空家対策、防災）」といった意見が多くありました。

大井町のまちづくりに関して大切にしたいこと（上位抜粋）



まちづくりの方向性

安全・安心・便利な暮らしへの対応

⇒地震や風水害などの災害に備えるとともに、道路整備や交通の利便性の向上など、暮らしに必要な基盤の整備を、町の豊かな自然環境に配慮しながら進めるまちづくり

世代間交流や地域コミュニティの活性化

⇒地域づくり、人づくりを推進し、世代間交流による地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題を「自分事」として考え、連携・協力し合う協働のまちづくり

活力あるまちづくりに向けた取り組みの充実

⇒本町の自然、歴史・文化や地域特性を活かした取り組みや、子育て環境の整備・充実や子どもから高齢者まで全ての町民が健康で元気に笑顔で暮らすことのできるまちづくり

基本構想

まちづくりの目標『みんなでつなぐ 大井の未来』

これまで、5期にわたる総合計画のもと、まちづくりを進めてきました。これまで培ってきたまちづくりを継承しつつ、次代を見据えた“大井町”をめざします。

施策の展開にあたっては、町の魅力である「自然」とバランスのとれた「便利」で住みやすいまちづくりを基本として、地震や風水害などの災害への備えを中心とした「安全」・「安心」の施策、子育てを支援する施策及び町民の健康の確保に関する施策などを充実させたまちづくりを推進していきます。

しかしながら、この先、人口減少や少子・高齢化がさらに進み、地域活動の担い手不足や安定した財源の確保が見通せないことにより、行政だけでは多様化する地域課題に対応することが厳しくなると予測されます。

こうした課題に対応するため、安定的な行財政運営を確保していくとともに、まちづくりを「自分事」として考え、町民・議会・行政それぞれの立場から知恵と力を出し合い、コミュニケーションを深めながら地域全体の「つながり」によって持続可能で活力あるまちづくりを推進していきます。

まちづくりの方針

(1) 地域がつながり地域で育むまち

協働

教育

文化

(2) みんなが笑顔になれるまち

子育て

健康

福祉

(3) みんなで取り組む安全・安心のまち

安全・安心

(4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

社会基盤

環境

(5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち

農業・商業・工業

観光

(6) 計画を実現できるまち

行財政運営

広域行政

まちづくりの目標の達成に向けて、まちづくりの方針で6つの柱（13分野）を設定し、計画的なまちづくりを推進します。

このまちづくりの方針に沿って取り組む施策を基本計画でまとめています。

基本構想

まちづくりの目標「みんなでつなぐ 大井の未来」

まちづくりの方針 6つの柱（13分野）

基本計画（計画期間：5年ごとに見直し）

まちづくりの方針に基づき
実施する施策

後期基本計画：41施策

41施策のうち特に重点的に取り組む施策
（大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

大井町戦略事業：4事業

基本計画って？



基本計画は、まちづくりの目標の達成のために設定したまちづくりの方針の6つの柱（13分野）に基づき実施する施策を体系的に示したものだ。

計画は、5年ごと（前期5年、後期5年）に見直すこととしていて、この後期基本計画では、「41施策」と大井町戦略事業の「4事業」で構成しているんだ。

また、基本計画では、施策に関連するSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsの略称）の目標を掲げているよ。

大井町戦略事業って？



戦略事業は、国や地方自治体が一体的に取り組んでいる地方創生（将来にわたって「活力ある地域社会」の実現）における大井町の取り組みのことだよ。

今後進行が見込まれる人口減少や、さらには少子・高齢化社会においても、地域の特性を活かした特色あるまちづくりを進めるため、後期基本計画の5年間に特に重点的に取り組む施策を基本計画からピックアップしているんだ。

SDGsって？



2016年から2030年までの国際社会共通目標としてSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsの略称）があり、日本でも取り組んでいるんだ。

持続可能な経済、社会、環境の向上かつ平等、対等な社会の構築など、SDGsの達成には、みんなが意識して日ごろから取り組むことが必要なんだ。そのため総合計画では、施策に関連するSDGsの目標を掲げているんだ。



後期基本計画（大井町戦略事業：4事業）

（１）誰もが輝ける協働社会構築プロジェクト

●情報の共有 ●まちづくりへの町民参加 ●人づくりの推進 ●平等な社会の形成 ●地域福祉 ●高齢者福祉 ●障がい者（児）福祉

人口減少・少子高齢化が進む中であっても、地域コミュニティを維持し、活力に溢れる魅力的な「大井町」をめざします。特に、高齢化の進行に対応し、高齢者が活躍できる場の創出や、年齢や立場に関わらず誰もが活躍し輝けるまちづくりを推進するため、既存施設の統廃合も含め、町民活動を支援する機能を備え、子どもから高齢者まで誰もが集い交流できる場の創出に向け、検討を進めていきます。

また、行政情報やイベント情報などの情報発信を積極的に行うとともに、町のイベント等における町民との連携、地域活動に対する支援、人材育成などを実施しながら、行政、事業者、地域が一体となって協働によるまちづくりに取り組みます。

事業目標

指 標	現状値	目標値
まちづくり活動に関心がある割合※	55.9%（2024年）	65%（2029年）

※「大井町まちづくりアンケート調査」における「地域づくりやまちづくり活動に関心がありますか」の問いに「関心がある」及び「まあ関心がある」と回答する割合

（２）誰もが安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりプロジェクト

●地域医療 ●地域防災対策 ●市街地の整備 ●道路・水路 ●地域公共交通 ●脱炭素・循環型社会 ●情報化の推進

近年激甚化している地震や風水害などの災害に備え、防災啓発、災害等へ備えた基盤整備を行うとともに、感染症危機にも備えた安全・安心で住みよいまちづくりをめざします。

また、再生可能エネルギーの活用や、新たな地域公共交通のネットワークの形成により、上大井駅を中心とする交通結節点を設定するとともに、町民サービスの向上をめざした情報化の推進に取り組みます。

事業目標

指 標	現状値	目標値
人口の社会増減	91人（2024年）	400人（2026年～2030年累計）
大井町が住みよいと感じる割合※	62.8%（2024年）	70%（2029年）

※「大井町まちづくりアンケート調査」における「大井町は、住みよいところですか」の問いに「住みよい」及び「まあ住みよい」と回答する割合

（３）未来の大井町に向けた次世代支援プロジェクト

●幼稚園教育 ●保育園運営 ●小・中学校教育 ●子育て支援

子育てしやすい環境を整備し、未来の大井町の次世代を担う子どもたちを健やかに育めるように、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対してワンストップで支援を行うとともに、ICT機器やデジタルツールの導入等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた教育・保育の整備・充実に取り組みます。また、児童の安全を考慮し、おいおい児童コミュニティクラブを大井小学校地内へ移転するとともに、保護者のニーズにも対応するため、大井第二幼稚園と大井保育園を単一施設とし、新たに幼保連携型認定こども園を設けます。

事業目標

指 標	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.35（2022年）	1.36※（2030年）
【再掲】大井町が住みよいと感じる割合	62.8%（2024年）	70%（2029年）

※総合計画における目標人口達成のための目標値（大井町人口ビジョン引用）

（４）地域特性を活かした産業創出・魅力発信プロジェクト

●農業 ●商業・工業 ●観光

相和地域の里山や酒匂川周辺の田園風景など、本町の地域特性である豊かな自然環境や多様な農作物を活かした6次産業化や、大井町観光振興基本計画により、おいおいゆめの里周辺を観光拠点として、交流体験事業の推進や観光産業の創出を図ります。また、「農ある暮らし」の推進に向け、町の魅力を広く発信するとともに、本町への誘客及び関係人口の創出につなげます。

事業目標

指 標	現状値	目標値
観光入込客数	365,079人（2024年）	471,500人（2030年）

柱
1

地域がつながり地域で育むまち



（分野1）協働

自治会などの地域活動を支援し、地域コミュニティの強化を図るとともに、人権の尊重や男女共同参画の推進に取り組みます。

また、町民との情報の共有を図り、町民・議会・行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、地域が一体となったまちづくりを進めます。



施 策

①情報の共有

誰もが情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、町民ニーズを的確に把握し施策への反映を図ります。また、町が保有する情報の透明性や公開性を高めます。

●情報の発信 ●町民ニーズの把握 ●情報公開の推進

②まちづくり
への町民参加

協働のまちづくりを推進するため、地域の活動団体や町民の自主的かつ自立的な取り組みをサポートするとともに、まちづくりに一人でも多くの町民が関わる環境づくりを推進します。

●地域活動を行う団体の育成強化・連携 ●SDGsパートナー制度の運用

③人づくりの
推進

人づくりに積極的に取り組むため、家庭・学校・地域の連携体制づくりをめざすとともに、地域社会に貢献できる町民の育成とその周知を図ります。

●世代間の交流と次代を担う人づくりの促進 ●人材の発掘と育成

④自治活動

自治会組織の育成と自治活動における負担軽減を図ることで、自治会加入率の向上につなげます。また、地域活動の拠点となる集会施設の整備支援についても拡充を図ります。

●自治活動の支援 ●自治活動拠点の整備支援

⑤平等な社会の
形成

人権擁護体制の整備や、人権教育の推進、男女共同参画への意識啓発、多文化共生への対応、女性の社会参画、性的マイノリティへの理解促進を図ります。

●人権の尊重 ●男女共同参画社会の推進 ●パートナーシップ宣誓制度の推進

（分野2）教育

幼稚園、保育園の保育体制・環境の充実を図るとともに、確かな学力を身に付け、生命や人権を尊重する豊かな心を育む教育を、家庭、学校や地域と連携して取り組み、次代を担う子どもをみんなで育むまちづくりを進めます。



施 策

①幼稚園教育

I C T機器やデジタルツールを導入し、幼稚園・家庭・地域・行政の一層の連携を図るとともに、幼稚園と小学校の連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

●幼児教育の充実 ●幼稚園運営の推進 ●幼保連携型認定こども園※の整備

②保育園運営

保護者のニーズに対応した子育て支援を実施するとともに、より質の高い保育所運営を推進します。

●保育体制・内容の充実 ●【再掲】幼保連携型認定こども園の整備

③小・中学校
教育

社会の変化に柔軟に対応しながら、学校教育の充実を図るとともに、I C Tを含む教育環境の整備・充実を推進します。

●教育活動の充実 ●情報教育の推進 ●支援教育の充実 ●教育環境の整備・充実
●幼稚園、保育園、小中学校連携の充実 ●学校給食の提供と食育の推進

④青少年の育成

社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年を育成するため、家庭・学校・地域などとの連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、青少年の健全育成を推進します。

●健全な青少年の育成 ●青少年の体験活動の提供

※幼保連携型認定こども園 幼稚園的機能と保育所機能の両方の機能を合わせ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たすもの。

(分野3) 文化

生涯学習や生涯スポーツの振興により、町民の生きがいづくりや健康づくり及び世代間交流を図るとともに、豊富な歴史資源や文化・伝統の継承を図り、地域の交流を通じて、本町に対する誇りや愛着が湧くようなまちづくりを進めます。



施 策

①学習機会の充実

町民が地域に親しみ、ともに学習できる場を提供するため、学習活動への支援や学習基盤の整備及び地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

●学習機会の提供 ●自主的な学習支援 ●地域に根ざした学習環境づくり

②生涯スポーツ

町民ニーズを反映したスポーツ拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成を通じて、町民の健康増進、地域交流の場の提供、競技力向上を推進します。

●生涯スポーツ活動の充実 ●スポーツ施設の充実

③文化財の保護と活用

文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習などへの活用を推進します。

●文化財の保護と活用

柱 2

みんなが笑顔になれるまち



(分野1) 子育て

切れ目のない出産・子育ての支援などによる子育て環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。



施 策

①子育て支援

こども家庭センター※の運営を充実させ、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対し、ワンストップ拠点として総合的に支援します。また、母子保健から児童福祉へ連携することで、児童虐待の早期発見や防止対策を強化するとともに、放課後児童クラブ※に待機児童が出ないよう充実を図り、移転に向けた整備に取り組みます。

●子育てへの支援 ●母子保健事業の充実 ●子どもの医療、手当制度の実施
●放課後児童健全育成の推進 ●虐待防止対策の充実

※こども家庭センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊娠から就園まで、妊産婦、乳幼児、子育て世帯等に対して支援を行う場所のこと。

※放課後児童クラブ 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

(分野2) 健康

年齢を問わず町民が主体的に健康づくりをできるように取り組むとともに、生活習慣病予防や感染症予防などの健康の保持や増進に取り組み、町民みんなが健康・笑顔でいられるまちづくりを進めます。



施 策

①健康づくり

誰もが生涯を通じて健康な生活を送れるように、栄養や運動、心の健康などの健康づくりに関する普及啓発を行い、町民の行動変容につなげていきます。また、生活習慣病や感染症を予防するため、各種健(検)診の受診率や予防接種の接種率を上げるための取り組みを充実させていきます。

●健康づくりの推進 ●生活習慣病予防の強化

②地域医療

地域の医療機関と広域的な大規模病院との連携を強化し、診療体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、災害時等における医療救護体制の整備・充実を図ります。

●医療体制の充実

(分野3) 福祉

児童福祉、高齢者福祉や障がい者(児)福祉の充実に取り組むとともに、地域で支え合い、思いやりの心でふれあいまちづくりを進めます。



施 策

①地域福祉

みんなが安心感と生きがいを持って日々の生活を送ることができるように、地域の方々、地域活動団体、関係機関などと連携して、包括的な支援体制の整備を推進していきます。

●地域福祉を担う人づくり ●支え合いのきずなづくり ●安心して暮らせるまちづくり

②高齢者福祉

地域包括ケアシステム※の充実や適切な介護サービスの提供などにより、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を開始することで、高齢者の健康状態・フレイルの状態・生活状況の包括的な把握に努めます。

●高齢者の社会参加への支援 ●地域支援事業の推進 ●介護保険の適正な運営

③障がい者(児)福祉

障がいに対する理解を促進するため、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を増やし、それらを通じて互いの違いや特性を理解しながら暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

●障がいの理解と交流の推進 ●地域生活支援の充実 ●自立支援給付等の充実

④社会保障

安定した国民健康保険の運営を推進するとともに、特定健康診査の実施等により、町民の健康保持を推進します。また、勤労者への融資制度などによる支援や住宅困窮者への住宅を確保し、良好な居住環境の維持のため建物の補修等を行います。

●国民健康保険の適正な運営 ●勤労者への支援 ●町営住宅の適切な運営

※地域包括ケアシステム 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

柱 3

みんなで取り組む安全・安心のまち



(分野1) 安全・安心

地震や風水害などの災害、犯罪や交通事故等から町民の安全を守ることができるように、行政だけでなく、地域における活動を推進します。「自分の身は自分で守る」という「自助」を基本とし、地域で助け合う「共助」と地域でできないことは行政が支援する「公助」により、みんなで取り組む安全・安心のまちづくりを進めます。

施 策

①消防・救急対策

小田原市消防本部との連携強化と消防機能の維持に努めます。また、関係機関と連携し救急医療体制を強化するとともに、災害時に適切な対応が可能な環境づくりを推進します。

●消防体制の維持と消防施設の充実 ●防火意識の高揚 ●救急医療体制の強化

②地域防災対策

防災体制や施設の充実など、実効性のある防災対策を推進するとともに、「自助・共助・公助」が連携した災害に強いコミュニティづくりを町ぐるみで推進します。

●地域防災計画の推進 ●地域防災体制の充実 ●防災意識の高揚
●災害備蓄品の充実と防災資機材倉庫の整備 ●要配慮者支援体制の整備

③防犯対策

関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアなど、地域が一体となった防犯体制の拡充を図るとともに、防犯施設の整備と高齢者の振り込め詐欺対策を推進していきます。

●防犯対策と防犯施設の充実 ●防犯意識の高揚

④交通安全対策

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動の実施や交通安全の学習機会を充実するとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の未然防止に努めます。

●交通安全意識の高揚 ●交通安全施設の整備

⑤消費生活

消費者が安心して消費生活を営むことができるよう、消費者教育の推進と相談体制の充実、相談窓口の積極的な周知を図ります。

●消費者の保護



(分野1) 社会基盤

人口減少や少子・高齢化を見据え、道路や上下水道の維持及び整備を進めるとともに、公共交通網の利便性向上や公共施設の計画的な管理運営を図り、社会情勢の変化に応じた便利で住みやすいまちづくりを進めます。



施策

①市街地の整備

良好な市街地の整備を促進し、地域の特性に応じた景観や住環境のバランスがとれたまちづくりを推進するとともに、近年危惧されている大規模地震や大雨などによる災害発生に備えて、都市防災機能の向上を図ります。また、増加することが想定される空家等について対策を講じます。

- 災害に強いまちづくり ●景観の保全 ●地域特性に配慮した住環境整備
- にぎわいのある拠点の形成 ●空家等の適正管理と利活用の促進

②道路・水路

都市計画道路の早期完成を推進するとともに、交通量の増加が見込まれる町道については、交通安全対策等の調査・研究を進めます。また、全ての町民が安全に安心して通行できる生活道路の整備や計画的な点検や修繕を行うとともに、豪雨などによる被害を軽減するための流下能力の確保を推進します。

- 幹線道路の整備 ●道路・水路の整備 ●道路・水路の維持管理

③上水道

水の安定供給のため、老朽化した施設等の更新・耐震化を図ります。また、経営の健全化に努めます。

- 水質の保全 ●施設設備の更新及び耐震化 ●経営の効率化・健全化

④下水道

未普及地域への整備を推進するとともに、計画的な修繕及び改築を実施し、安定した経営を推進します。

- 計画的な整備 ●計画的な修繕・改築 ●持続的に安定した経営の推進

⑤地域公共交通

誰もが利用しやすい交通環境を整え、公共交通の利用促進を図ります。また、JR御殿場線大井駅舎について、耐震補強を含めた改修を行うとともに、観光の拠点・地域の集いの場・交通結節点※として利活用を促進します。

- 持続可能な公共交通ネットワークの形成 ●既存の公共交通の利便性向上と利用促進

⑥公共施設

最適な公共サービスの提供や施設の安全性を確保していくため、既存施設の統廃合等の様々な可能性を検討し、公共施設のマネジメントや管理などを適切に行います。

- 公共施設マネジメントの推進

※交通結節点 複数の異なる交通手段が接続・乗り換えてできる場所のこと。

(分野2) 環境

自然環境を保全し、地域資源を活かした再生可能エネルギー※の活用により環境負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。

また、緑地や公園の活用にも努めるとともに環境教育を推進し、本町の財産である自然と調和したまちづくりを進めます。



施策

①脱炭素・循環型社会

太陽光発電などの再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策を推進し、脱炭素に向けた取り組みを進めます。また、廃棄物の適正処理や廃棄物の減量化、再資源化に取り組むとともに、広報などを通じた廃棄物問題に対する意識の啓発と発生抑制を推進します。

- 地球温暖化対策の推進 ●廃棄物の減量化と再資源化 ●廃棄物の適正処理 ●資源循環に関する意識啓発

②環境共生

きれいで環境への負荷が少ない生活環境の実現を町ぐるみで取り組むとともに、本町の豊かな自然環境を将来の世代へ継承するため、自然環境への理解と保全に取り組めます。

- 環境汚染の防止 ●環境の美化 ●自然環境の保全 ●環境問題等の情報発信

③生活衛生

生活排水・し尿処理施設の維持・管理とともに、施設の適切な運営を推進します。また、広域斎場の安定的な管理運営を進めます。

- 生活排水・し尿の適正処理 ●広域斎場の安定した管理運営の推進

④公園・緑地

子どもから高齢者、障がいの有無を問わず幅広く利用できる公園の活用を進め、町民ニーズに応じた既存公園の再整備や管理を地域住民と協力して推進します。

- 「おいゆめの里」づくりの推進 ●公園の管理・活用 ●地域緑化の推進

※再生可能エネルギー 太陽光・風力・水力・地熱などの自然界に存在する熱・バイオマス等のエネルギー源。非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものこと。

地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち



(分野1) 農業・商業・工業

農業の担い手の確保、農地の集積や農業生産基盤の整備を推進し、遊休農地の解消を図るとともに農業体験の機会提供や6次産業化*に取り組みます。

また、商工業をはじめとする地場産業の振興と企業連携による雇用創出を図り、産業の活性化による活気があふれるまちづくりを進めます。



施 策

①農業

農業の担い手や地域の中心となる経営体などの育成・確保、農業生産基盤の整備を行い、効率的な農業の推進を図ります。また、地域農業の活性化や鳥獣被害対策、都市住民への農業体験や教育旅行向けプログラムの展開、6次産業化や商工業との連携に取り組みます。

- 農業生産基盤の整備 ●農業の多様な担い手の育成・確保と農地利用の活性化
- 有害鳥獣による農作物被害の抑止 ●都市と農村交流による農業の活性化と「農ある暮らし」の実現
- 6次産業化、商工業との連携による農業の活性化 ●あしがらジビエ※の販路拡大

②商業・工業

商工業団体や小規模事業者への支援を行うとともに、空き店舗活用やふるさと納税制度の充実、特産品の販路拡大に向けたPR強化などにより、商工業の活性化を図ります。また、企業誘致に向け、企業が町内に進出しやすい環境づくりに努めます。

- 商業・工業の活性化 ●ふるさと納税制度の活用 ●企業連携の促進

※6次産業化 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保をめざしている。

※ジビエ 狩猟で得た自然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化のこと。

(分野2) 観光

農業・商業・工業が連携したイベントの開催や、近隣市町との連携による観光施策に取り組みます。

また、観光拠点の構築と本町の歴史や文化・伝統、自然環境を活かした観光戦略を推進することで、観光振興の恩恵が地域経済に寄与できる取り組みにつなげ、町内外の交流から活発なまちづくりを進めます。

施 策

①観光

「おおいゆめの里」の再整備を進め、新たな観光コンテンツの創出を図るとともに、「ひょうたんの町おおい」のさらなる魅力発信や観光事業の推進を行います。また、地域資源を活用した交流体験や特産品づくりの支援、ハイキングコースの整備を行い、更には外国人観光客の誘客や民泊事業を通じて地域活性化を図ります。

- 観光の拠点づくり ●観光資源の開発とPR ●広域的な観光事業の推進
- インバウンド※対策の推進 ●「ひょうたん」を活かした観光資源づくり

※インバウンド 領域外から中へ入ってくる動きのことを差し、そこから転じて来日外国人客の訪日旅行のこと。





(分野1) 行財政運営

安定した行財政運営をするため、限られた経営資源を有効活用するとともに、本計画における施策展開を基本にPDCAサイクルによる進捗管理及び進捗情報などの開示を行います。

また、本町のシティブロモーション※を推進するとともに、デジタル化の進展に対応した行政サービスの提供を図るなど持続可能なまちづくりを進めます。



施 策

①行政運営

本計画の施策において、PDCAサイクルを活用し、社会情勢や町民の意見に対応した柔軟かつ効率的な行政運営を推進するとともに、適正な職員数の確保や職員の意欲・資質向上に努めます。さらに、魅力あるまちづくりを推進し、本町の認知度向上、移住・定住を促進し、地域の活力維持と持続可能なまちをめざします。

●行政運営の適正化 ●組織体制の強化 ●移住・定住施策の推進

②財政運営

財政構造の健全化に取り組むとともに、町税の適正な課税と徴収、ふるさと納税の促進などにより自主財源を確保し、安定的な財政運営に努めます。

●計画的な財政運営 ●財源の確保

③情報化の 推進

高いセキュリティレベルの確保と情報資産の保護に努めます。また、窓口やコンビニエンスストアなどにおけるマイナンバーカード※の利用拡大や自治体ポイントの導入の検討を行うとともに、申請サポートサービスにより、簡単にマイナンバーカードを申請できる体制を維持し、今後増加が見込まれる、電子証明書の更新やマイナンバーカードの更新に伴う交付がスムーズに行える体制を整えます。あわせて、オンライン申請のさらなる拡充やAI※、RPA※の活用等デジタル化の進展に伴う社会の変化に対応し、住民にとってより使いやすい行政サービスの提供を検討します。

●情報セキュリティの確保 ●マイナンバー制度の活用 ●デジタル化の進展に伴う行政サービスの向上

※シティブロモーション 移住・定住を促進し、地域の活力を維持するため、ブランディングを通じて、地域の認知度や地域のイメージを向上させる地方自治体における取り組みのこと。

※マイナンバーカード 住民からの申請により交付されるプラスチック製のカードのこと。カードの表面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日などが記載され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カード裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策などの法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

※AI 人工知能 (Artificial Intelligence (アーティフィシャルインテリジェンス) の略称のこと。

※RPA ロボットによる業務自動化 (Robotics Process Automation) の略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するシステムのこと。

(分野2) 広域行政

近隣市町と連携して広域的な行政課題や多様化する行政需要に対応し、住みよいまちづくりを進めます。

施 策

①広域行政

多様化する行政需要に対応するため、一部事務組合※の共同運営を継続的に進めるとともに、近隣市町との連携・調整を図り、効率的かつ効果的な広域行政体制の充実努めます。

●広域体制の充実

※一部事務組合 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

大井町自治基本条例

前文

大井町は、足柄平野の温暖な気候にはぐくまれ、富士山の雄姿を望める恵まれた自然環境の中で発展を遂げてきました。
私たちは、先人が積み重ねてきた歴史を学び、その功績に感謝し、引き継いだ自然環境を大切に守り、文化の香り高いまちを目指します。
また、恵まれた自然環境や歴史・文化を継承し、将来にわたって安全・安心で住み心地のよいまちにしていきたいためには、町民、議会及び町が、地域の課題は地域で解決することの重要性を認識した上で、それぞれの役割分担のもとに、主体的に活動する必要があります。
私たちは、大井町民憲章にうたわれた自治の実現を目指し、町民、議会及び町の三者で協働してまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大井町（以下「本町」という。）における自治の基本方針を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則を定め、協働のまちづくりを推進して、町民主権の自治の実現を図ることを目的とします。

（条例の最高規範性）

第2条 この条例は、自治に関する基本的な方針を定めた最高規範であり、町民、議会及び町は、この条例を尊重するものとします。

2 議会及び町は、他の条例、規則等の制定及び改廃、基本構想その他各種計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たり、この条例と整合を図らなければなりません。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）住民 本町の区域内に居住し、住民登録をしている者をいいます。
- （2）町民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 住民
 - イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所
 - ウ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本町の区域内に存する学校等に在学する者
 - オ 自治会等、主として本町区域内で活動するまちづくりに資する各種団体
- （3）議会 大井町議会のことをいいます。
- （4）町 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する執行機関をいいます。
- （5）まちづくり 町民、議会及び町が、自らが主体となって、町民憲章にうたわれた自治の実現に向けて行う行為の総称をいいます。
- （6）参画 町民が自らの意思に基づいて、まちづくりの企画立案の段階から主体的に関わり、活動することをいいます。
- （7）協働 まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むことをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

（参加の原則）

第4条 町民は、まちづくりに自主的に参加することを基本とします。

（協働の原則）

第5条 町民、議会及び町は、協働してまちづくりを行うよう努めるものとします。

（情報の取り扱いの原則）

第6条 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を、原則として共有するものとします。

2 町民、議会及び町は、まちづくりを進める上で必要不可欠な情報を、原則として公開するものとします。

3 個人情報の取扱いは、適正に行わなければなりません。

第3章 町民のまちづくりへの参画

（町民の役割と責務）

第7条 町民は、自らの意思に基づいて、まちづくりに参画する権利があります。

2 前項に規定する権利は、人種、信条、性別又は社会的身分の違いにかかわらず、平等でなければなりません。

3 町民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、良識をもって、町民相互の意見を尊重しなければなりません。

（自治会）

第8条 自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければなりません。

第4章 議会の役割と責務

（議会の役割と責務）

第9条 議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される町政の議事機関であり、町民の意思が町政に反映されるよう努めなければなりません。

2 議会は、町政運営が適正に行われるよう、監視機能を果たすよう努めなければなりません。

3 議会は、議会活動について町民と情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。

（議員の役割と責務）

第10条 議員は、町民の信託に応え、前条に規定する事項を実現するよう、公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。

第5章 町の役割と責務

（町の役割と責務）

第11条 町は、町民の行う自主的で主体的なまちづくりを尊重しなければなりません。

2 町は、町民の意向を尊重して、町民参加を基本とし、公正で誠実に町政運営を行わなければなりません。

（町長の役割と責務）

第12条 町長は、町民の信託に応え、この条例を尊重して、公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 町長は、町政運営の内容や今後の展望等について、町民に説明するよう努めなければなりません。

（職員の役割と責務）

第13条 職員は、全体の奉仕者として公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、自ら町民としての自覚をもち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければなりません。

（行政運営の基本的な考え方）

第14条 町は、その将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と整合を図りつつ、行政運営を行うよう努めなければなりません。

（財政運営）

第15条 町は、長期的な視点で、計画的な財政運営を図り、効率的で効果的な財政運営に努めなければなりません。

（行政評価）

第16条 町は、効率的で効果的な町政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。

2 町は、原則として前項の結果を公表し、政策の立案及び実施並びに予算及び組織の編成等に反映するよう努めなければなりません。

（他の自治体等との連携）

第17条 町は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、他の自治体、神奈川県及び国と相互に連携し、協力するよう努めます。

第6章 住民投票

（住民投票）

第18条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の請求及び発議その他住民投票について必要な事項は、別に定めます。

第7章 自然環境と調和したまちづくり

（自然環境と調和したまちづくり）

第19条 町民、議会及び町は、本町の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、自然環境に十分配慮したまちづくりを行うよう努めなければなりません。

2 町は、政策を立案及び実施するときは、自然環境に十分配慮した施策を講じるよう努めなければなりません。

第8章 条例の見直し

（条例の見直し）

第20条 議会及び町は、社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めたときは、町民の意見を踏まえて見直しをすることとします。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs (Sustainable Development Goals) について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。本計画では、後期基本計画における各施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち紐づくSDGsの目標を掲載しています。



つなごう！大井未来計画 ～大井町第6次総合計画後期基本計画～ 概要版

大井町

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995

☎0465-83-1311（代表）



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C012860